

障害者福祉：障害者を対象とした研究

勝 又 幸 子

I はじめに

本稿の主たる目的は、本誌創刊から50周年の節目に、半世紀を振り返り、我が国の障害者を対象とした研究の動向をまとめることである。以下では季刊社会保障研究（以下『季刊』）を中心としてどのような障害者を対象とした研究があったかについて概観したい。

『季刊』で障害者を取り上げたものは他の分野と比較して、かならずしも多とはいえない。通巻203号（2014年3月刊行）までにタイトルに障害者が入っているのは論文や研究ノートをふくめて29本、他に判例研究が8本、書評が5本あった。一方、『季刊』創刊から3年後に創刊された海外社会保障情報（現在名称は『海外社会保障研究』、以下『海外』）においてはタイトルに障害者が入っているものは、62本と季刊に比べて多く、他に障害者を取り上げた本の書評が5本あった。

諸外国では1970年代から障害者を対象とした制度の整備が実施されていたことから、研究者が海外の動向について調べたところを寄稿する機会があったようだが、日本における障害者を対象とした研究は、1970年代には寄稿が無く、1980年代になってできた。国連が1981年を国際障害者年と定め、それを契機に日本でも障害者を対象とした政策への関心が高まったことが影響している。以下で、年代を追って研究の動向を概観したい。概観するにあたり4期に区分した。第1期として戦前・戦後から国際障害者年以前、第2期として1981年国際障害者年から支援費制度導入（2003年4月施

行）まで、第3期として障害者自立支援法成立（2005年10月）から障害者差別解消法成立（2013年6月）まで、第4期として障害者権利条約批准（2014年1月）から現在、である。4期それぞれのカバーする期間は第1期が40年以上、第2期が約20年、第3期が10年弱、第4期は僅か1年未満となっている。障害者を対象とする研究が近年になればなるほど盛んになり、研究の動向を語るのに短期間に多くの変化があったことを表している。

『季刊』でタイトルに障害者が入っている障害者を扱った論文と研究ノートの掲載実績は、1980年代前半に7本、1980年代後半から1990年代前半に5本、2000年代前半に5本、2000年代後半に10本、2010年以降に2本だった。一方、『海外』で同様に障害者を扱った書評以外の執筆についてみると、1970年代に11本、1980年代前半に10本、1980年代後半から1990年代前半に12本、1990年代後半に2本、そして2000年から2009年の10年間には14本、2010年以降については8本となっていた。¹⁾ 21世紀に入ってから季刊で障害者を取り上げられる機会が増えている。

II 第1期 「障害者研究の夜明けまえ」 （戦前～戦後～1970年代まで）

日本における障害者を対象とした研究はもっぱら福祉研究の世界で行われてきた。第1期については『季刊』で障害者の研究は取り上げられていなかったため、以下山本（2006）からの引用によりこの時期を概観することにする。

明治以降第二次世界大戦終結までの間の障害者

対策は、傷痍軍人を中心に行われ、一般の障害者に対する施策は、いわゆる救貧対策としての1874年の恤球規則や1929年の救護法が主なものであった。この時代全般を通じてみると、公的な施策よりも一部の先駆的な民間慈善事業に負うところが大きであった。[山本(1996), p.22]

戦後は「福祉三法」(生活保護法, 児童福祉法, 身体障害者福祉法)の法整備が契機となって様々な制度が始まった。戦後まもなくは、生活困窮者と戦災孤児・浮浪児, そして傷痍軍人に対する施策が中心だったが、1950年代後半から1960年代の高度経済成長時代には、重度障害児対策が進み、学齢になっても就学猶予や免除で通学できない障害児に様々な就学の機会が用意されるようになった。児童福祉法では対象としていない、18歳以上の重度障害者の施設整備が進んだのもこの時代である。1965年に、厚生省において、従来、社会局の所管していた精神薄弱者福祉法に関する施行事務を児童家庭局へ移し、精神薄弱者に関する行政が一元化されることになった。[山本(1996), p.27]

1971年には、国立コロニーのぞみの園が開園、15歳以上の重度精神薄弱者の長期生活の場とされたが、以後各地に同種のコロニーの建設をみる。[山本(1996), p.29]

1970年代になると、人口構造の老齢化をはじめとして、核家族化の進行、人口の都市集中、経済の高度成長から低成長時代への転換といった諸情勢の変化のなかで、社会福祉をめぐるコミュニティケア論議の進展やノーマライゼーションの思想、障害者の自立意識の高揚とあいまって在宅福祉対策への要請が高まっている。[山本(1996), p.30]

海外社会保障情報No.14(1971年)で初めて「フィンランドの障害児手当」がニュースとして取り上げられ、その後、フランス、イギリス、西ドイツ、アメリカなどの、障害児者についての制度や政策の紹介が掲載された。それら紹介は、アメリカやイギリスから始まった障害当事者の自立生活運動やQOL(生活の質)を問題にする考え方を土台として、障害者の処遇を施設入所から在宅におけるケアと生活の両立に移行するべきとの福祉政策上の要請を反映していた。日本の研究者

も、そのような欧米の新しい動きに強い関心を寄せていたことがわかる。

Ⅲ 第2期 障害者研究の夜明け(国際障害者年1981年～支援費制度導入2003年まで)

国連が1981年を国際障害年に定めた。日本でも同年、国際障害者年推進本部が内閣府に設置され、障害者を巡る様々な議論が始まった。特に、所得保障に関する議論は、のちに障害基礎年金の創設(1986年)につながった。終戦直後の障害者政策は、戦争で傷ついた元兵士たちの補償が最優先であったが、終戦から30年たち、もはや戦後ではないと言われたこの時期になると障害者政策はより普遍的な制度として考えられるようになった。例えば生まれながらにして障害のある人に対する処遇が、18歳未満の児童保護法とそれ以降の年齢で異なり、連続性がないことなどが問題として認識されるようになった。

『季刊』で、初めてタイトルに障害者が入ったものが掲載されたのは、1981年3月に刊行された、堀勝洋「障害者の所得保障制度の現状と課題」(Vol.16No.4)だった。堀は障害者の所得保障の現状を既存の制度体系から明らかにした。「障害者の所得保障施策をとってみても、本来雇用対策と密接な関連をもって進められるべきであるのに必ずしもそのような配慮が加えられていないし、各種年金、手当等についても、障害の原因、種類等によって給付の有無、水準が異なるなど整合性のとれたものとはなっていない。²⁾」として、当時の制度の問題点を明らかにした。同時期、堀は同年5月に刊行された高藤昭がジュリストに寄稿した障害者の所得保障をめぐる提唱に反論し、月刊福祉の誌上に二人の論争が掲載された。堀は高藤の「障害者手当法試案」に対して、日本で初めて具体的に障害者の所得保障の方法を提案したものとして評価しながらも、実効可能性を考えたときに課題があることを詳細に論述した。とくに課題として挙げたなかで、拠出制の年金額を上回る高藤試案の障害手当の提案に次のように反論した。「高藤試案によるこの手当(以下、「障害者手

当」という)は全額国庫負担の無拠出制とされており、論理的に考えるならば、拠出して得られる障害年金よりも大きな額とすることは、拠出意欲の阻害など問題があり避ける必要がある。」(堀1981b, p.23)高藤試案が示した、重度障害の単身男性が在宅で他人から介助をうけて生活するための手当は、最低でも121,000円プラスアルファ(月額)とされており、これは当時の国民年金の障害年金(1級56,325円)や厚生年金の1級障害年金給付(69,169円)よりも高かった。一方、当時、無拠出で受給できた障害福祉年金は1級で36,000円と低額であり、拠出制の公的年金と大きな給付水準の差があった。

国際障害者年を契機として、日本でもノーマライゼーションの考え方が普及していった。そして研究者はそれまで施設でしか生活できなかった重度障害者が在宅で生活するための施策の必要性を強く認識するようになった。高橋・平岡(1983)は「研究課題Ⅳ 重度障害者に対する福祉対策のあり方について 重度障害者のニード測定と介護ニードの規定要因」を分担執筆した。実施した調査は東京都の300人ほどの在宅障害者を対象にしたものだったが、在宅障害者の日常生活を生活動作の要素に分解して、個々の動作について「自立(人の助けを必要としない)」「介助を要する」「この動作はしていない」の3つカテゴリーごと、または「できる」「できない」の2つのカテゴリーごとに評価してもらった。³⁾生活動作としては、起床・室内外移動・排せつのほか、外出や会話(コミュニケーション)まで入れていた。この調査を通じて、障害種別によって、介護ニードの種類と度合いが異なることが明らかになったが、在宅介助サービスを制度化するためには、導入後の需要予測が必要だった。しかし、障害者が単独で生活しているケースは少なく、同居する家族の有無によってもニーズは変わってきた。1970年代から青い芝の会⁴⁾など、障害当事者が自立生活を在宅で実現するための活動が日本でもはじまっていたが、それは大都市の財政的に余裕のある自治体が単独で行っている特別な福祉サービスでしかなかった。しかし、国際障害者年を契機として在宅

自立生活のための福祉サービスを全国的な制度にするべきとの考えをもつ研究者と障害者団体が、このような調査研究の担い手となったのである。

1970年代2回の石油危機を経験し、世界経済が長い不況の時代に入り、先進諸国のみならず、高度経済成長を達成した日本も、急激な人口高齢化という状況の変化のなかで、低経済成長時代の財政運営の難しさを認識しはじめていた。そのような状況にあった1980年代初頭から国際障害者年は始まった。堀(1983)がまとめているように、1982年7月あいついで2つの政府機関が福祉サービスの受益者負担を盛り込んだ報告をだした。⁵⁾福祉サービスの受益者負担とは直接的には、近い将来大きく需要が膨らむと予想された高齢者を対象とする医療・福祉サービスを念頭に置いてのことだったが、高齢者向け制度が未整備だった当時は身体障害者福祉サービスとして介護サービスが位置付けられていたため、利用者負担は直接的に障害者福祉サービス供給体制の問題となった。当時まで、障害者福祉サービスは家族介護が得られない貧しい単身障害者のために整備されるものとの考え方が強く、サービスを利用できるのは一定所得以下の困窮世帯に限定されていた。しかし、高度経済成長時代に進んだ都市化と核家族化は、介護する家族のいない高齢者の増加をもたらし、高齢者福祉サービスはひろく全人口に提供すべきとの世論を作り出していた。利用者負担をもとめるべきという意見は、財政的に増額が難しい公費だけではサービスの供給量を人々のニーズを充足するほどに増やすには限界があるという現状認識に支持された。利用者負担をいれることによって公費の増大を抑制しながらもサービスの供給を増やすことができ、ニーズのある人に公平にサービスを提供することが可能になると認識されていったのである。この議論は、今もなお時々の制度改革で検討されているが、後述する第3期の障害者自立支援法における利用者負担議論にもつながっている。

1986年国民基礎年金が創設され、拠出制の国民基礎年金にあって、被保険者資格を得るまえから障害を負っていた障害児に、障害基礎年金が支給

されることになった。障害の認定時期の問題や国籍の問題などで、無年金者の問題がすべて解決されたわけではなかったが、障害福祉年金は廃止され、拠出制年金制度に障害者の所得保障が位置付けられることになった。実際のところ障害者は年金保険料の拠出なしに、フルに保険料を拠出した人がもらう老齢基礎年金額よりも多い給付を受けることになり、障害者の所得水準は格段に向上した。しかしこのとき以来、日本における障害者の所得保障議論はめだつた進展がみられないうえ、研究も少ない。

旧社会保障研究所は1985年（昭和60年）に社会保障と住宅政策に関する研究プロジェクトを実施している。その中間報告のとして、野村（1986）は、高齢者と障害者の住宅問題について寄稿している。1970年（昭和45年）の身体障害者実態調査と比較して1980年（昭和55年）に就労している障害者割合が11.8%も低下したことを障害者の高齢化・重度化が背景にあると分析している。また障害者世帯が一般世帯に比べて持ち家率が高い事実を指摘した。持ち家率が高いすなわち経済的に恵まれているという一般的な解釈を野村は否定し、つぎのように述べている。「障害者が「持ち家」に居住する比率が高いのは、比率の差こそあれ都市部でも農村部でも共通に見られる傾向である。しかし、これは決して喜ぶべきことではない。なぜならば、障害者が「持ち家」に居住する率が高いのは、経済活動のハンディキャップによる低収入、それに加えて障害をもつがゆえの出費、介助者としての家族の役割等の理由と、民営借家が家主・同居者の障害者に対する無理解のために困難、公的住宅の不整備等々のさまざまな理由の集積結果であるとみられる。」⁶⁾ 障害者の自活（自立）にとって介助サービスの有無だけでなく、居住環境にも問題があることが指摘されていた。野村は知的障害者（当時は精神薄弱者と表記）のいる世帯についても、同居する親の高齢化にともない介助する側の都合で住宅の改造をする必要が生じている事実と言及している。高齢者と障害者が生活する場として公共住宅が身体能力の低下等に対応したものとして設計されるべきであるという野村

の主張は、バリアフリーという言葉こそ使われていないが、その後の議論につながる先行研究といえよう。

『季刊』の障害者関係論文の1990年代の掲載はわずか2本にとどまっている。1990年代は福祉サービスが高齢者を中心に議論され、非高齢障害者については、わずかながら障害者雇用について、職業リハビリテーションなどの視点から議論されたにすぎなかった。

筆者は第2期の最後を支援費制度導入（2003年4月施行）までと位置づけた。『季刊』では2000年3月刊行号（Vol.35 No.4）で〔特集：高齢者世帯における社会保障の機能〕、2001年12月刊行号（Vol.37 No.3）で〔特集：障害者の就労と社会参加〕が刊行された。

前者では齋場（2000）が、介護保険の導入にあたり、保険優先という考え方が身体障害者福祉サービスに与える問題点を指摘している。1970年代初め、米国カリフォルニア州バークレーから始まり、イギリス、そして北欧へと広がっていった、障害者の自立生活や自己決定の重要性を紹介しながら、日本が導入しようとしている介護保険のケアマネジメントが、自己決定の支援などを考慮しない体制になっていることに警鐘を鳴らした。

後者は、特集として『季刊』が初めて障害者を扱った号である。研究の窓で正村は次のように述べている。「日本では、社会保障と社会福祉がばらばらに扱われ、社会福祉の事業も、障害の内容などによってばらばらに扱われている。同じ障害者福祉の枠組みのなかで扱われるべき高齢障害者とその他の障害者が制度のうえで切り離されている。そのためもあって、障害者福祉はいつまでたっても「弱者救済」型の事前事業から抜け出せないでいるし、社会の片隅の問題として扱われている。」⁷⁾ 特集に寄稿された3本の論文は、それぞれに障害者の社会参加が進んでいないという現状認識から、その理由を解明すべく、各執筆者の専門分野から執筆された。立岩は社会学から、松為は障害者雇用政策から、そして金子は経済学から、それぞれの得意分野を基に執筆している。しかし、これらの論文が前述した正村の問題提起に正面から

答えていないことは残念である。

1980年代前半（第2次臨時調査会における行政改革論議）から福祉制度の改革は障害者福祉に限らず、老人・児童などサービスの供給体制の見直しとして進められてきた。例えば、社会福祉施設入所措置が機関委任事務から地方自治体の団体委任事務に徐々に改められてきた。（勝又1997）1987年身体障害者福祉法に基づく更正援護施設への入所措置に始まり、老人福祉法に基づく老人ホームへの入所措置等、児童福祉法に基づく保育所等への入所措置、精神薄弱者福祉法（現、知的障害者福祉法）団体委任事務化が進められ、同時に行政処分の一形態である「措置」から利用者とサービス供給者との「契約」へと変更された。また、1998年社会福祉の基礎構造改革が行われ、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度などの社会福祉の共通基盤制度についての見直しが行われた。改革の理念は、国民が自らの努力だけでは自立した生活を維持できない場合に、社会連帯の考え方に立った支援を行い、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活が送れるよう支援することとしている。⁸⁾

前述した『季刊』の特集を読むと、社会福祉の基礎構造改革への期待が、障害者福祉の研究者から見ると、ことごとく裏切られたという残念な思いがそこから感じられる。

1995年障害者プランで打ち出されたノーマライゼーションの実現すなわち、障害者が地域社会の中で共に暮らせるようになるためには、居宅支援・介護サービス（ホームヘルプサービス）が不可欠だった。その供給を促すべく施行された支援費制度は一定の役割を果たしたと言えよう。それまで居宅支援・介護サービスが受けられなかった知的障害児及び知的障害者もサービスを受けることができるようになったからである。その普及成果は当初予算（516億円、2003年度）を大幅に上回る所要額（622億円）になったことからわかる。しかし、支援費制度は施行初めから不安定な財源問題を抱えており人々に不安を与えた。⁹⁾

「支援費制度開始直前の平成15年1月初旬、『上限問題』が起こった。それは、厚生労働省内部に

において、市町村に対する補助金（予算）配分の基準を作ることにより、実質的にホームヘルプサービスの総利用時間の抑制を図ることが検討されていることが、制度開始の直前の平成15年1月に明らかになり、障害当事者の激しい抗議運動に繋がったという事件である。」（岡部2004：188）この騒動はのちの「支援費不足」の背景として重要な意味がある。なぜなら、厚生労働省内で検討されていたことは、予算主義に基づいて給付の規模を制御する必要性が認識されていたと解釈できるからである。

基本的に障害者のホームヘルプサービスは予算の立て難い事業であった。それを認めつつも行政が全国の利用量調査を行った上で予算を立てるという準備をしなかったことが問題であったと岡部（2004）は指摘した。¹⁰⁾

IV 第3期 障害者研究の学際化（障害者自立支援法施行2005年 障害者権利条約2007年署名～障害者差別解消法成立2013年）

2005年7月障害者自立支援法が成立した。2003年4月に支援費制度が始まって以後満2年を経ないで、社会保障審議会障害者部会（2004年10月）で「今後の障害者福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」が示された。それは支援費制度における居宅支援事業の財源不足という事態からにわかに出てきた「介護保険」との統合の議論が出始めた直後である。その後同年12月の同部会で「障害者自立支援給付法（仮称）について」という資料が提出された。そして、2005年1月の同部会で「障害者自立支援給付法案要綱」の資料が配付され、同年2月10日には「障害者自立支援法案」を閣議決定し、国会に提出した。「障害者自立支援法」という名称さえ、グランドデザインの中では障害者福祉サービス法から、障害者自立支援給付法と短期間に名前を変えた。¹¹⁾

支援費制度は精神障害者を含む制度ではなかったが、自立支援法案では障害福祉サービスの「一元化」として3障害（身体障害・知的障害・精神障害）を共通に、また年齢や在宅と施設を含めて

サービス提供主体を市町村に一元化した。(障害児についても5年以内に市町村への委譲を行うとした。)

『季刊』では2回目となるが、障害者を扱った「特集：障害者の自立と社会保障」(Vol.44 No.2)が2008年9月に刊行された。この特集は、厚生労働科学研究費の採択を受けて実施した研究事業の成果特集である。¹²⁾ 先の自立支援法成立時につけられた附帯決議で、今後速やかに障害者の所得確保にかかる施策の在り方の検討を開始し3年以内にその結論をえることと明記されたこともあり、障害者の生活実態調査を2つの自治体の協力を得て実施している。特集論文では、調査結果の分析に加え、障害者政策の国際比較、障害福祉サービスにおける自治体の役割、障害者の就労保障問題、障害者の障害年金を中心とした所得保障、自立支援法で最も論議があった「応益負担」、障害者政策の経済効果、などが収載された。

2007年9月に日本政府は障害者権利条約に署名したが、2010年12月に政権交代により自立支援法の利用者負担をめぐる全国訴訟団と国との和解が契機となって、当時の政権が政治主導で障害者制度の改革に取り組むことになった。この間の日本における障害者政策をめぐる変化は、障害当事者の政策提言への参加が実現したことなどから、後世に特筆されるべき革新的な変化だった。

2010年12月当時民主党(鳩山内閣)が政治主導で組織した「障がい者制度改革推進本部」の下、障害者基本法が改定(2011年8月)され、訴訟団との和解条件の一つだった障害者自立支援法も改定され「障害者総合福祉法」(2012年6月)と改名された。しかしその後2012年末に再び政権が交代したことで、障害当事者の政策への影響力は後退することになった。改定障害者基本法の下、障害者政策委員会が旧基本法の中央障害者施策推進協議会に替わる機関として設置された。その後、国内の障害者団体から障害者権利条約の批准の前提と位置づけられていた「障害者差別解消法」(2013年5月)が成立し、第三次障害者基本計画(2013年9月)が動きだした。

「障害者総合福祉法」の下、障害者自立支援法

の訴訟原因となっていた、1割利用者負担が、応益負担に変わり、負担をもとめる対象者の所得水準が引き上げられたため、低所得の障害者世帯は利用料の負担が必要無くなり、障害者の利用者負担の議論も研究も少なくなった。また、福祉的就労の問題や統合教育の問題など、総合福祉部会で熱心に議論され、骨格提言に盛り込まれた政策提言も影響力を失っている。

総合福祉部会で議論して実施された新しい調査、「生活のしずらさなどに関する調査(平成23年全国在宅障害児・者等実態調査)」の集計結果が平成25年6月28日に公表された。しかし、本調査は統計法上、統計調査に位置づけられておらず世論調査扱いであるため、統計法上の二次利用申請がみとめられていない。以前の障害者実態調査は統計調査だったことから、一歩後退の感は否めない。

V 第4期 障害者研究・実践の時代へ(障害者権利条約批准2014年以降)

2014年1月に日本政府は批准書を国連に提出し、同年2月19日 障害者権利条約が発効した。日本政府は2007年9月に署名してから批准まで約6年間を費やしたことになる。批准国には条約の履行の義務が生じる。国連からも定期的にモニタリング(監視)をうけることになる。

第3次基本計画を策定するにあたって、障害者政策委員会が出した、新「障害者基本計画」に関する障害者政策委員会の意見(平成24年12月17日)では、調査及びデータの収集と公開について以下4つのポイントが示されている。

- (1) 障害者と障害のない人との比較が可能となるデータの収集の必要性、
- (2) 男女別統計の必要性
- (3) 監視のためのデータ収集においては、統計にかかる基本計画を所管する統計委員会や隣接領域の施策を所管する省庁との連携を図ること
- (4) 都道府県等が作成する都道府県障害者計画等に関する情報収集の重要性

また、「第3次基本計画」には、推進体制の一つとして「5. 調査研究および情報提供」、が記され

ている。¹³⁾ ここでは、障害者の状況や障害者施策等に関する情報・データの収集・分析を行うことが記されている。また、「第3次基本計画」には（別表）として、障害者基本計画関連成果目標が掲げられている。6つの分野（1. 生活支援 2. 保健・医療 3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等 4. 雇用・就業等 5. 生活環境 6. 情報アクセシビリティ）について、現状と将来の目標値が示されている。目標値の設定は最も短いもので平成26年度であり、最も長いものでは平成34年度、8年先となっていた。¹⁴⁾

VI まとめにかえて 今後の展望

政策研究としての障害者研究は、障害者基本計画の施行状況の評価に資するものが重要となる。それは、近年事実（エビデンス）に基づく政策研究の重要性が言われていることにつながっている。つまり、障害者施策の適切な企画、実施、評価及び見直し（PDCA¹⁵⁾）の観点が必要視されているなかで、C（Check 評価）には、客観的で科学的な事実の把握が必要なのである。

本論では4期に分けて障害者研究の動向をまとめたが、第3期以降（障害者自立支援法施行後）経済学や社会学など、第2期以前はあまり障害者を対象とした研究がなかった学問分野からの研究者の参入が増えてきた。しかし、高齢者を対象とする研究と比較すると、依然として社会福祉分野以外からの参入は限定的である。その理由の一つは、障害者に関するデータの不足だと思われる。IT技術の進歩によって計量的分析手法が多用されるようになった現代の社会科学において、分析に利用できるデータの存在は研究者にとって大きな魅力である。逆に利用できるデータが限られている分野への参入には消極的になってしまうのも事実である。

人間行動を分析対象とする社会科学の分野では、特にマイクロデータの分析に興味をもつ研究者は多い。全国調査において、障害を特定する変数をいれていくことで、さまざまな分析に障害の影響の有無を加えることができる。

2010年欧州委員会が2020年を目標とした雇用と成長の新戦略の決議を行い、そのなかで、20～64歳の男女の雇用率を75%まで引き上げることを宣言している。¹⁶⁾ そしてその目標は、若年者、高齢者、非熟練労働者の労働市場への参加と、正規移民労働者のインテグレーションの向上によって達成するとしている。75%まで雇用率を上げようとするれば、まさに現状で労働市場から排除され非稼働人口に位置づけられている障害者も含めたインクルーシブな雇用政策が不可欠なることを意味しているのである。¹⁷⁾ 日本もまた、人口減少社会にすでに直面しているのであるから、ひとりでも多くの人々が参加する社会を構想しなければならない。社会への参加を阻害する要因を障害という概念で変数化し、その影響を最少にするためになが有効であるかを提案していくことが必要だろう。障害者を対象とする研究は障害者だけを対象とする狭い福祉研究から、日本社会の未来を描くために必要不可欠な総合的な研究に進化しなければならない。

注

1) 表 障害者がタイトルに入っている掲載文

	1980年代 前半まで 第1期	1980年代後半～ 1990年代前半 第2期	2000年代 前半 第2期	2000年代 後半～現在 第3期以降	合計
季刊	7	5	5	12	29
海外	21	12	14	15	62

（注）創刊1号～通巻203号（2014年3月刊行）

- 2) 堀（1981）p.30。
- 3) 高橋・平岡（1983）p.478。
- 4) 青い芝の会；脳性麻痺者の自活生活運動を主導した当事者全国団体 現日本脳性麻痺者協会全国青い芝の会 <http://w01.tp1.jp/~a151770011/>（2014年6月1日最終確認）。
- 5) 堀（1983）p.312。経済審議会 長期展望委員会報告、厚生大臣私的諮問機関 社会保障長期展望懇談会。
- 6) 野村（1986）p.178。
- 7) 正村（2001）p.207。
- 8) 勝又（2006）p.118。
- 9) 勝又（2006）p.118。
- 10) 勝又（2006）p.121。
- 11) 勝又（2006）p.123。
- 12) 勝又（2007）。
- 13) 5. 調査研究および情報提供：障害者施策を適切に講ずるため、障害者の実態調査等を通じて、

- 障害者の状況や障害者施策等に関する情報・データの収集・分析を行うとともに、調査結果について、本基本計画の推進状況の評価及び評価を踏まえた取組の見直しへの活用に努める。また、障害者施策の適切な企画、実施、評価及び見直し（PDCA）の観点から、障害者の性別、年齢、障害種別等の観点に留意し、情報・データの充実を図るとともに、適切な情報・データの収集・評価の在り方等を検討する。本基本計画の推進において広く国民の理解と協力を得るため、効果的な情報提供とともに、国民の意見の反映に努める。また、国内外の取組等に関する調査研究や先進的な事例の紹介等に努める。
- 14) 障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加 現状66.9% (平成23年) 目標 90% (平成34年度)
 - 15) Plan (企画立案), Do (実施), Check (評価), Action (企画立案への反映) という一連のサイクルの頭文字をつなげたもの。
 - 16) European Commission (2010) "A Strategy for Smart, Sustainable and Inclusive Growth," Brussels, 3.3.2010, COM 2020, EUROPE 2020.
 - 17) 勝又 (2012) p.126。
- 参考文献**
- 岡部耕典 (2004) 「支援費支給制度における「給付」をめぐる一考察「ヘルパー基準額（上限枠）設定問題」を手がかりに、『社会政策研究』4, 183-202, 東信堂。
- (2008) 「障害者自立支援法における「応益負担」についての考察」『季刊社会保障研究』 Vol.44 No.2 pp.186-195。
- 勝又幸子 (1997) 「社会福祉制度の受益と負担」『高齢化社会の生活保障システム』（八代尚之編）東京大学出版会 pp.159-188。
- (2006) 「IV障害保健福祉政策」『社会政策研究』6pp.115-137. 東信堂。
- (2007) 勝又幸子研究代表者厚生労働科学研究費補助金『障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究』（2007.3.31）。
- (2008) 「国際比較からみた日本の障害者政策の位置づけ－国際比較研究と費用統計比較からの考察－」『季刊社会保障研究』 Vol.44 No.2 pp.138-149。
- (2012) 「障害者と格差社会」橋木俊詔編著『格差社会』＜福祉＋α1監修：橋木俊詔／宮本太郎＞ ミネルバ書房, pp.115-129。
- 金子能宏 (2001) 「障害者雇用政策とバリアフリー施策の連携－障害者の福祉と国民経済への影響－」『季刊社会保障研究』 Vol.37 No.3 pp.228-243。
- (2008) 「障害者福祉施策の経済効果」『季刊社会保障研究』 Vol.44 No.2 pp.212-223。
- 齋場三十四 (2000) 「障害者とその家族の高齢化に対する社会保障－障害者の自立支援と介護保険にみるケアマネージメントシステムの矛盾」『季刊社会保障研究』 Vol.35 No.4, pp.395-404。
- 高藤昭 (1981a) 「障害者の生活保障と年金」『ジュリスト』 No.74, 昭和56年5月5日 pp.79-85。
- (1982b) 「障害者の所得保障と諸構想－堀勝洋氏の批判にお答えしつつ－」『月刊福祉』 Vol.65 No.2 (1982/02) pp.28-34 全国社会福祉協議会。
- 立岩真也 (2001) 「できない・と・はたらない－障害者の労働と雇用の基本問題－」『季刊社会保障研究』 Vol.37 No.3 pp.208-217。
- 土屋葉 (2008) 「障害者の自立支援に向けた生活実態把握の重要性－「障害者生活実態調査」の結果から－」『季刊社会保障研究』 Vol.44 No.2 pp.196-211。
- 遠山真世 (2008) 「障害者の就労問題と就労保障」『季刊社会保障研究』 Vol.44 No.2 pp.161-170。
- 西山裕 (2008) 「障害者自立支援法と障害福祉サービス－自治体の役割と障害福祉サービス体系を中心に－」『季刊社会保障研究』 Vol.44 No.2 pp.150-160。
- 野村敏 (1986) 「研究課題IV「社会保障と住宅政策との関連に関する理論的・実証的研究」 高齢者・障害者の住宅問題（昭和60年度研究プロジェクト中間報告）」『季刊社会保障研究』 Vol.22.No.2 pp.176-186。
- 福島智 (2008) 社会の「ショーウィンドウ」としての障害者問題（研究の窓）『季刊社会保障研究』 [特集：障害者の自立と社会保障] 『季刊社会保障研究』 Vol.44 No.2 pp.136-137。
- 堀勝洋 (1981a) 「障害者の所得保障制度の現状と課題」『季刊社会保障研究』 Vol.16 No.4 pp.30-44。
- (1981b) 「障害者の所得保障制度の改革構想について I－高藤教授提唱の障害者手当法試案の実現可能性の検証と代替案の提示－」『月刊福祉』 Vol.64 No.10 (1981/10) pp.20-32 全国社会福祉協議会。
- (1981c) 「障害者の所得保障制度の改革構想について II－高藤教授提唱の障害者手当法試案の実現可能性の検証と代替案の提示－」『月刊福祉』 Vol.64 No.11 (1981/11) pp.73-77. 全国社会福祉協議会。
- (1983) 「身体障害者福祉対策の利用者負担とその在り方について」『季刊社会保障研究』 Vol.19 No.3 pp.312-30。
- 正村公宏 (2001) 障害者福祉の課題（研究の窓）『季刊社会保障研究』 Vol.37 No.3 pp.206-7。
- 松為信雄 (2001) 「障害者の雇用促進と福祉の連携－リハビリテーションを視点として－」『季刊社会保障研究』 Vol.37 No.3 pp.2018-227。

百瀬優 (2008) 「障害者に対する所得保障制度－障害年金を中心に－」『季刊社会保障研究』 Vol.44 No.2 pp.171-185。

山本晴彦(1996)「日本における障害者福祉の発達史」竹原健二編著『現在障害者福祉論』相川書房。

European Commission (2010) "A Strategy for Smart, Sustainable and Inclusive Growth," Brussels, 3.3.2010, COM 2020, EUROPE 2020.

(かつまた・ゆきこ 情報調査分析部長)